

議第37号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 景観影響調査（第18条・第19条）」を「第3節 削除」に、「第9章 雑則

（第35条）」を「第9章 雑則（第35条）」に改める。
第10章 罰則（第36条・第37条）」

第9条第1項中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同条第2項および第3項を削り、同条第4項中「琵琶湖景観形成地域および」を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項中「琵琶湖景観形成地域および」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とする。

第11条第3項中「次の各号」を「沿道景観形成地区または河川景観形成地区における次」に改め、「区域の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における物件の堆積
- (4) 水面の埋立てまたは干拓

第11条の次に次の1条を加える。

（行為の完了の届出）

第11条の2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第13条第6号中「琵琶湖景観形成地域、」を削る。

第15条ただし書を削る。

第4章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第18条および第19条 削除

第29条第2項中「都市計画法」の右に「（昭和43年法律第100号）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 罰則

(罰則)

第36条 第11条の2の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第37条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用する。